

# 宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊客の増加を目的とする魅力的な観光地域づくりを促進するために一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が実施する、宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (取組計画)

第2条 補助金を受けるためには、複数の民間事業者が、観光客向けの付加価値の高い商品・サービスの開発等を通じた、宿泊客の増加に繋がる戦略的な取組計画（以下「取組計画」という。）を共同で策定し、当該計画について観光連盟の認定を受けなければならない。

2 前項に規定する宿泊客の増加に繋げるための要件は、別表のとおりとする。

## (補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条の規定に基づき認定された取組計画に参画する民間事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

## (補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、認定された取組計画に位置付けられた、観光客向けの付加価値の高い商品・サービスの開発等に向けた事業（以下「事業」という。）とし、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 観光連盟は、補助事業者の要望に応じて、補助対象事業の事業効果を高めるための専門家を派遣できるものとし、派遣に係る専門家の選定、派遣回数及び経費の負担は、別表のとおりとする。

## (認定申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、取組計画認定申請書（様式第1号）とともに、複数の事業の補助金交付申請書（様式第2号）及び添付書類を、別に定める期日までに提出しなければならない。

## (計画認定等)

第6条 観光連盟は、前条に規定する申請書を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、取組計画の認定を行うとともに、各事業について予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、交付申請者に通知するものとする。

## (変更申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書（様式第3号）を観光連盟に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各経費区分(科目)の20%以内の増減等、観光連盟が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

- 2 前条の規定により既に認定を受けた取組計画を変更しようとするときは、変更認定申請書（様式第1号の2）を観光連盟に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 観光連盟は、第1項及び前項の申請書を受理し、相当と認めるときは、予算の範囲内で変更の承認を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、観光連盟は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

**(中止又は廃止)**

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を観光連盟に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 観光連盟は、前項の承認申請書を受理し、相当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、観光連盟は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

**(状況報告)**

第9条 観光連盟は、必要に応じて、補助事業の遂行状況について、補助金に係る補助事業遂行状況報告書（様式第5号）を別に定める期日までに補助事業者へ提出させることができる。

**(実績報告)**

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業が未着手である場合を除き、補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助金に係る補助事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、観光連盟に提出しなければならない。

**(補助金の額の確定)**

- 第11条 観光連盟は、前条に規定する報告書を受理したときは、必要に応じて現地調査を行い、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 観光連盟は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者へその額の返還を命ずるものとする。

**(交付決定の取消し等)**

第12条 観光連盟は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく観光連盟の指示に違反したとき
- (2) 補助金を交付対象事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象事業等に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（補助事業者が個人である場合にはその者を、補助事業者が法人である場

合にはその役員又はその支店若しくは交付決定する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 観光連盟は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 観光連盟は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 前2項の規定による返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、観光連盟は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の一部について概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第7号)を観光連盟に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書(様式第8号)を観光連盟に提出しなければならない。

#### (財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産取得等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて取得財産等管理台帳(様式第9号)を備え、管理しなければならない。

3 観光連盟は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を観光連盟に納付させることができる。

**(財産の処分)**

第15条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助事業の完了後においても観光連盟の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を観光連盟に提出しなければならない。

**(補助金の経理)**

第16条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

**(事業成果の報告)**

第17条 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する年度から3年間、補助事業の実施による付加価値の高い商品・サービスの開発等の成果について、観光連盟に報告しなければならない。

2 前項の報告は、事業成果報告書(様式第10号)を提出することによるものとし、4月15日までに前年度分について報告するものとする。

**附 則**

この要綱は、2024年 4月16日から施行する。